

みんなで防ごう!

高齢者虐待



どうしてるのかしら?
最近姿を見ないけど!

この頃ケガや
あざが多いわね!

地域や介護事業所の方



「虐待かもしれない・・・?」と思ったら!

1人で悩まず

お住まいの

市役所・
町村役場

又は

地域包括
支援センター

に

ご相談ください!!

※市町村や地域包括支援センターの職員には、守秘義務が課されています。

「虐待を受けている
のだけど・・・!」

高齢者の方

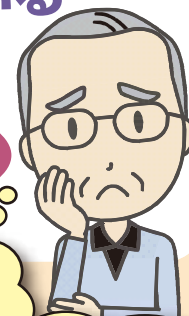


世話になって
るけど・・・!

もう耐えられ
ない・・・!

「介護で困っている
のだけど・・・!」

介護している方



介護疲れでもう
限界・・・!

認知症にどう
対応すれば・・・!?



鹿児島県

高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して

※「現に養護している」とは、金銭の管理、食事の世話や介護など、高齢者の日常生活に必要な行為を管理したり、提供することを指します。

- ・ 養護者（高齢者を現に養護している*家族、親族、同居人等）
 - ・ 養介護施設従事者等（介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等）
- が行う次のような行為をいいます。

身体的虐待



- 殴る ● 蹴る ● つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- 意思に反して身体を拘束する
- 外出を制限し、外部と接触させない など

高齢者虐待の5つの類型

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、**複数の虐待が同時に**行われている場合があります。

心理的虐待



- 怒鳴りつける ● ののしる
- 悪口を言う ● 無視する
- 侮辱を込めて子供のように扱う など

経済的虐待



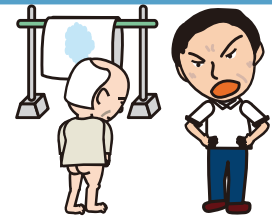
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金や預貯金を勝手に使う
- 本人の自宅等を無断売却するなど

介護・世話の放棄・放任



- 劣悪な住環境で生活させる
- 食事を与えない
- 入浴をさせない
- オムツを交換しない
- 受診させない など

性的虐待



- わいせつな行為をする
- 性的行為を強要する
- 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

鹿児島県内の高齢者虐待の現状は？

本県の令和元年度家庭内虐待の現状（虐待認定件数：1111件）

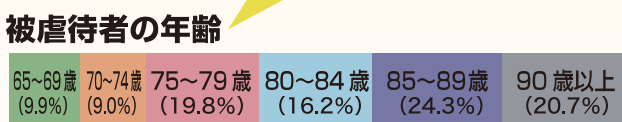
身体的虐待、心理的虐待の順に多い。



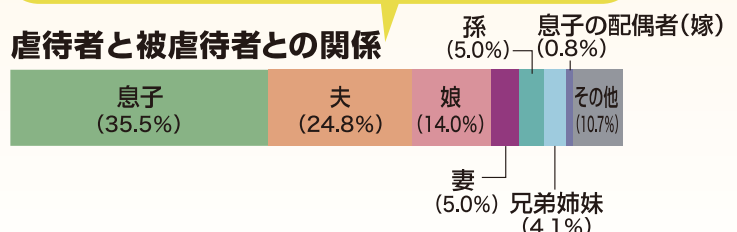
被虐待者の約8割が女性です。



被虐待者の約8割が75歳以上です。



約5割が我が子からの虐待です。



「令和元年度高齢者虐待(家庭内虐待)の状況調査結果」より

認知症と高齢者虐待

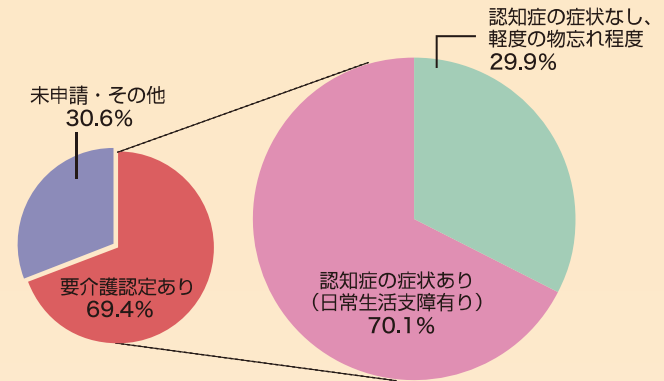
家庭において虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定を受けている方は約7割で、そのうち約7割の方に認知症の症状が見られます。

認知症の症状に対してどうしてよいかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。

それだけに介護する側や地域の方々が認知症を正しく理解することが大切です。

※ 本県では、世界アルツハイマーデーである9月21日を含む一週間を「認知症を理解一緒に歩む県民週間」として設定し、認知症の正しい理解の更なる普及啓発等を図っています。

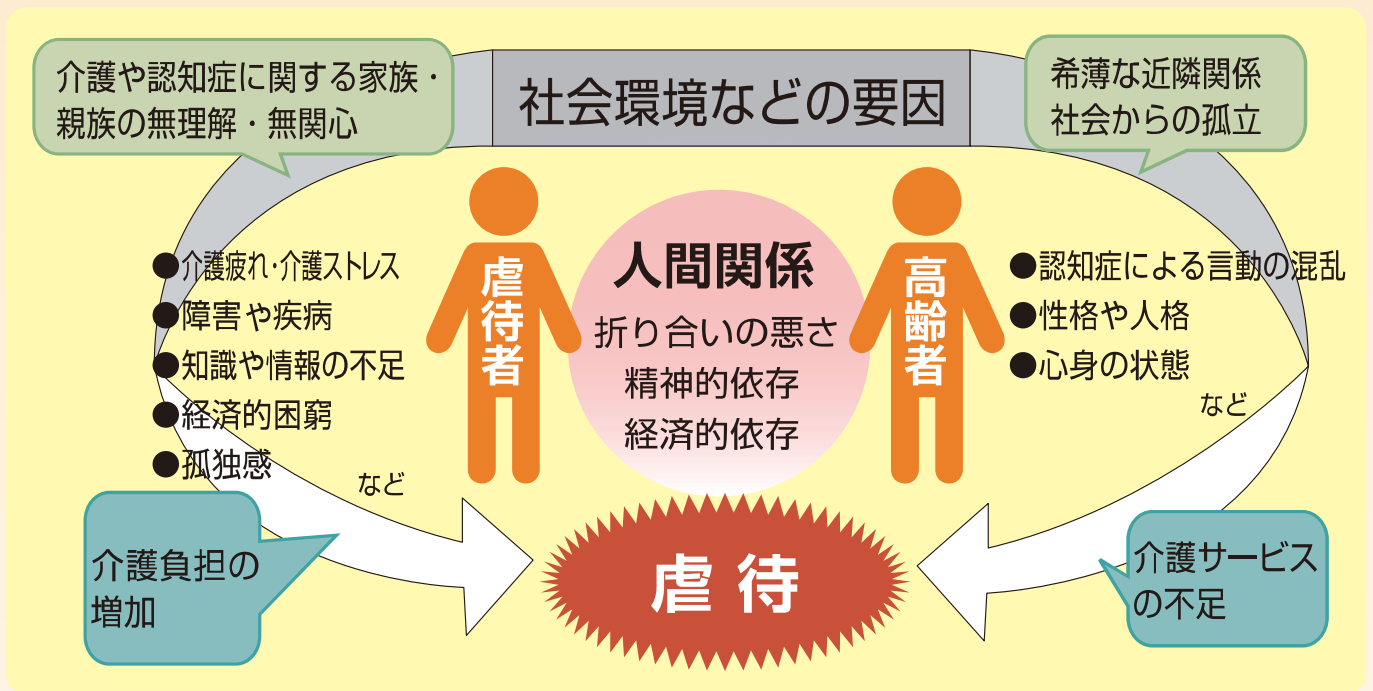
●被虐待者の要介護認定と認知症の症状の有無



(虐待を受けているのは、「要介護認定を受けている認知症」の高齢者が多い。)

高齢者虐待はどうして起きるのでしょうか？

高齢者虐待は、様々な要因が重なり合って、発生するものです。最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛要請が長期化することで、高齢者本人や同居する家族等の負担が増していることも考えられます。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握することが大切です。



介護施設などでの虐待に気づいた場合もご相談を

家庭内だけではなく、介護施設などでの高齢者虐待も増加しています。なお、介護施設などでは、緊急やむを得ない場合(※)を除いて、身体拘束を行うことは原則として禁止されています。(※「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件をすべて満たす状態)

【身体拘束の例】

- 車いすやベッドに体幹や手足をひも等で縛る。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- 自分の意思で開けることのできない鍵付き居室等に隔離する。 など

身体拘束だけでなく、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、お住まいの市町村や地域包括支援センターにご相談ください。



高齢者虐待の防止・早期発見のために

地域で支え合いましょう。

理解

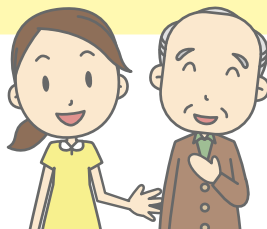
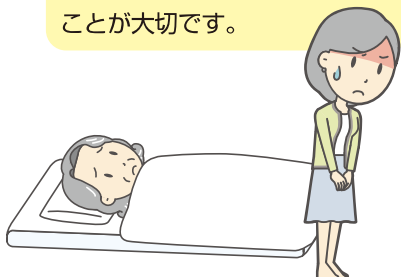
虐待が起きる要因は様々です。介護する側・される側双方の不安や悩みを理解することが大切です。

見守り

ご近所に気になる高齢者や介護をしている家族がいたら、ちょっとした声かけをお願いします。

相談

困りごとを抱えている高齢者や家族がいたら、地域包括支援センター等への相談を勧めましょう。



介護負担の軽減

1人で、家族だけががんばりすぎないで

介護保険サービスなどを上手に使って、介護負担を減らしましょう

おもなサービス

- **通所介護（デイサービス）/ 通所リハビリテーション（デイケア）**
日帰りで食事・入浴などの介護や、心身のリハビリテーションを受けられます。
※介護者が自分の用事や外出する時間を持つことができます。
- **訪問介護（ホームヘルプサービス）**
ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護をします。
- **短期入所（ショートステイ）**
施設などに短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護や看護を受けられます。
※介護者が休養したい時、冠婚葬祭等で介護ができない時にも利用できます。



★利用には…介護保険の申請が必要です。お住まいの市町村や地域包括支援センター、最寄りの居宅介護支援事業所にご相談ください。

その他の制度や相談機関

積極的に活用しましょう！！

制度

● 成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度の利用や申立てについては、お住まいの市町村や地域包括支援センターにご相談ください。

（助成制度について）

低所得の高齢者に対しては、成年後見制度の申立て費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」による支援があります。詳しくは、お住まいの市町村や地域包括支援センターにご相談ください。

● 福祉サービス利用支援事業

判断能力に不安のある方に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの生活支援をするサービスです。

詳しくはお住まいの市町村の社会福祉協議会または鹿児島県社会福祉協議会にご相談ください。

相談機関

高齢者虐待についてのご相談は、お住まいの市町村又は地域包括支援センターへご相談ください。

（連絡先記入欄）

その他の連絡先

● 高齢者やその家族に関する相談

【鹿児島シルバー 110 番】

（相談日/月～金 9:00～17:00）※年末年始・祝日は除きます。

☎0120-165270 又は ☎099-250-0110

● 認知症に関する相談

【公益社団法人認知症の人と家族の会鹿児島県支部】

（相談日/月～金 10:00～16:00）※年末年始・祝日は除きます。

☎099-257-3887

☎099-251-4010（若年性認知症相談窓口）

【若年性認知症コールセンター】

（相談日/月～土 10:00～15:00）※年末年始・祝日は除きます。

☎0800-100-2707

※相談窓口となるお住まいの市町村及び地域包括支援センターについては、県ホームページにも掲載しています。

高齢者虐待防止 鹿児島 検索